

第三十八回国会 衆議院 商工委員會議錄 第二十九号

昭和三十六年四月二十一日(金曜日)

午前十時三十四分開議

出席委員

委員長 中川 俊思君

理事 内田 常雄君 理事 岡本 茂君

理事 中村 幸八君 理事 長谷川 四郎君

理事 板川 正吾君 理事 田中 武夫君

理事 松平 忠久君

有馬 英治君 岡崎 英城君

小沢 辰男君 神田 博君

齋藤 憲三君 笹本 一雄君

首藤 新八君 田中 榮一君

中垣 國男君 野田 武夫君

岡田 利春君 加藤 清二君

小林 ちづ君 中村 重光君

出府國務大臣 椎名悦三郎君

出府政府委員 始関 伊平君

通商産業政務次官 松尾 金蔵君

通商産業事務官 (企業局長) 秋山 武夫君

通商産業事務官 (輕工業局長) 大島 靖君

労働基準監督官 (労働基準局長) 柳井 孟士君

委員外の出席者 通商産業事務官 (企業局工場立地課長) 藤岡 大信君

通商産業技官 (企業局工業用水課長) 藤岡 大信君

専門員 越田 清七君

四月二十日

中小企業対策確立に関する陳情書

第一類第九号 商工委員會議録第二十九号

昭和三十六年四月二十一日

浦和市長砂町四丁目四十九番地の

一崎玉町村議會議長會長松井勝

蔵(第六二八号)

同(松山市一番町愛媛県町村會長末

永芳朗)(第六六三三号)

同(福岡市薬院堀端福岡県町村議會議

議長會長松木富士雄)(第七二二二号)

同(商工會連合會の法制化促進等に関する

陳情書(大分市荷揚町九州商工會

連合會會長玉田哲三外六名)(第六六

四号)

公共料金の値上げ反対に関する陳情

書(枚岡市議會議長松井行造)(第六

六五号)

同(長野県西筑摩郡上松町議會議長

小林善生)(第六六六六号)

同(岩国市議會議長國重久)(第六六

七号)

同(新潟県西頸城郡能生町議會議長

中嶋忠治)(第七一四四号)

同(三重県多気郡多気町議會議長上

島清一)(第七四四四号)

同(東京都台東区永住町五十四番地

笹田忠茂)(第七四五五号)

同(寒河江市議會議長大沼由之)(第

七四六六号)

同(福岡県粕屋郡宇美町議會議長木

村次八郎)(第八〇八八号)

同(大阪府議會議長前田照真)(第八

〇九号)

同(秋田県仙北郡中仙町議會議長藤

沢隆治)(第八二〇号)

公共料金の値上げ反対等に関する陳

情書(東京都豊島区議會議長山下庸

雄)(第六六八号)

輸出入取引法の一部を改正する法律

案の一部修正に関する陳情書(神戸

商工會議所會頭岡崎真一外一名)(第

六六九号)

石炭産業振興対策確立等に関する陳

情書(吉別市議會議長加藤重男)(第

六七〇号)

貿易及び経済協力政策促進に関する

陳情書(大阪府北区宗室町一番地関

西経済連合會會長太田垣七郎)(第六七

一号)

飲害復旧上水道事業を災害に準ずる

取扱等に関する陳情書(長崎市袋町

三十三番地長崎県石炭産業関係町村

議會議長會長森敏郎)(第六七七号)

小売商業調整特別措置法の一部改正

に関する陳情書(名古屋市中南区桜本

町二丁目二十一番地五大大市小売市場

總連合會會長山本太外七名)(第七一

一号)

公共料金の引上げ中止に関する陳情

書(栃木県下都賀郡石橋町議會議長

小林隆治)(第七一五号)

同(柏崎市議會議長西川亀三)(第七

一六号)

消費者物価安定に関する陳情書(石

川県石川郡松任町議會議長福田喜代

司)(第七一七号)

同(長野県知事西沢権一郎外三十九

名)(第七一八号)

石炭産業振興対策確立に関する陳情

書(三笠市議會議長矢野精一)(第七

一九号)

石炭産業危機打開に関する陳情書

(福岡市薬院堀端福岡県町村議會議

長會長松木富士雄)(第七二〇号)

石炭産業振興に関する陳情書(北海

道留萌郡小平村議會議長竹村小市)

(第七二二号)

電気料金の値上げ中止に関する陳情

書(山口県議會議長滝口純)(第七四

三号)

公共料金の値上げ反対に関する陳

情書(直江津市議會議長岡本善司)

(第七四七号)

同(北海道空知郡上砂川町議會議長

八ッ橋清一)(第七四八号)

同(山口県吉敷郡大内町議會議長赤

岸信一)(第七四九号)

公共料金を諸物価抑制に関する陳情

書(江別市議會議長岡千尋)(第七五

〇号)

同(岡山県久米郡柗原町議會議長赤

木親男)(第七五一号)

同(石巻市議會議長稲井三治)(第七

五二二号)

同(行橋市議會議長前田梅治)(第七

五三三三号)

同(原町市議會議長松浦誠寿)(第七

五四四号)

同(新庄市議會議長高橋喜一郎)(第

七五五号)

同(平塚市議會議長金子吉蔵)(第七

五六六号)

同(大曲市議會議長山田文雄)(第七

五七七号)

同(奈良県議會議長芳川郁三)(第八

一一号)

同(秋田県仙北郡田沢町議會議長

田口時之助)(第八二二二号)

同(高田市議會議長大島精一郎)(第

八一三三三号)

同(府中市議會議長見ル野貞次郎)

(第八一四四号)

同(飯塚市議會議長岡芳太郎)(第八

一五五号)

同(砂川市議會議長石坂幸次)(第八

一六六号)

同(奈良市議會議長谷井友三郎)(第

八一七七号)

同(小樽市議會議長岩谷静衛)(第八

一八八号)

同(佐賀県東松浦郡敷木町議會議長

大場義雄)(第八一九九号)

同(山梨県議會議長三科政治)(第八

二〇〇号)

同(愛知県議會議長橋本繁蔵)(第八

二二二二号)

同(愛知県議會議長橋本繁蔵)(第八

二二二二号)

同(愛知県議會議長橋本繁蔵)(第八

二二二二号)

同(愛知県議會議長橋本繁蔵)(第八

二二二二号)

同(愛知県議會議長橋本繁蔵)(第八

二二二二号)

同(愛知県議會議長橋本繁蔵)(第八

二二二二号)

同(愛知県議會議長橋本繁蔵)(第八

二二二二号)

同(愛知県議會議長橋本繁蔵)(第八

二二二二号)

同(愛知県議會議長橋本繁蔵)(第八

二二二二号)

同(愛知県議會議長橋本繁蔵)(第八

二二二二号)

同(愛知県議會議長橋本繁蔵)(第八

二二二二号)

同(愛知県議會議長橋本繁蔵)(第八

二二二二号)

同(愛知県議會議長橋本繁蔵)(第八

二二二二号)

同(愛知県議會議長橋本繁蔵)(第八

二二二二号)

同(愛知県議會議長橋本繁蔵)(第八

同(北見市議會議長寺前武蔵)(第八二四号)は本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件

連合審査會開會申入れに関する件
工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一一八号)

○中川委員 これより會議を開きます。工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律案を議題として審査を進めます。

質疑を続行いたします。小林(ち)君。○小林(三)委員 この委員会では、一昨日いわゆる京葉工業地帯を視察して参ったわけでございますが、現地の実情を見まして感じたことは、埋め立て費用が坪あたり四千五百円と、比較的割安にできるところから、今後全国各地に埋め立てによる工場適地が急速に造成されるのではないかと、このことです。そこでこれら新設工場地は道路、燃料、原材料の入手などのほかに、工業用水の確保ということが重大な問題になってくると考えます。幸い京葉工業地帯は今のところ工業用水は間に合っているようですが、あのようなデンプンで工場建設が進むと、早晚水不足が予想されます。農林省ではこれに備えて印旛沼の干拓を縮小する計画だと伝えられますが、真相はどうなのか、その点をまずお伺いしたいと存じます。

○始開政府委員 ただいま御指摘のございましたように、さしあたりは地下

水と、それから房総半島にございます二、三の川にダム・アップをいたしまして用水が間に合っているわけでございますが、将来の問題といたしましては利根水系の水を活用するということが必要でございます。そのためにたゞいまお話のございました印旛沼を活用するというのが大事な問題になってきました。私も前々からそういう主張をいたしておったのでございませうが、農林省の方でも最近はいよいよそういう気分になりました。まだ最終的な結論には到達しておらないと思っております。検討中であるというふうに承知をいたしております。

○小林(三)委員 川崎製鉄では印旛沼から一日十一万五千トンの水を引く権利を千葉県知事からとっているということですが、その水を現在持っている計画があるのかどうか。またかりに今の計画がないとしても、同地区は將來相当多量の水が必要になると思えます。大体一日何トンあれば足りるのか、その見通しはいかがでしょうか。

○始開政府委員 川崎製鉄は印旛沼に毎秒一・八トンという水利権をだいたい前から持っておりまして、これはパイプで印旛沼から取るということで、設計、測量なんかを終わらせて、大體着工にかかったところだと思っております。ただ川鉄で使う分よりよければ、まだあそこに供給余力があるわけでございますので、その点が、先ほどお話しございましたように、ただいま検討中だ、こういうふうに御了承願いたいと思っております。

○小林(三)委員 ところで、工業用水法によって指定されている地域は、全

国何カ所あります。またこれらの地域では地下水による工業用水のくみ上げは規制を受けているわけですが、飲料水としての規制はないのですから、その点工業用水法の抜け穴になるのではないかと。たとえば飲料水の名目で工業用水に使用した場合、どうして取り締まることができのでしょうか。

○松尾政府委員 工業用水法によります規制地域は、全国七地区、現在制限を受けております。これらの地区は、いずれも地盤沈下というふうな事情に對する対策としての制限でございませうから、そういう地区で地下水のくみ上げをやります際には、ある深さよりも深いところでは水が取れないという制限を受けます。つまり、地盤沈下に影響のないような深さのところからしか水が取れないという制約を受けているわけでございますが、今お話しの上水道云々の点でございませうけれども、現在指定になっておられますような地区は、いずれも大都市の密集地帯でございまして、そこに、つまり飲料水のために新たに井戸を掘るといふような事態は、事実上起こらないようでありまして、いずれも上水道がすでに施設としては完備いたしておきまして、新たに費用をかけて、また地下水の井戸を掘るといふことは、実はあまりないというのが実情でございます。従いまして、安い水をほしいというだけの理由で、工業用水として地下水をあまり多くくみ上げることさえ制限すれば、地盤沈下作用は一応防げるのではないかと存じます。

○小林(三)委員 工業用水法の指定地域には名古屋、四日市地方が含まれて

用水の目的で作った愛知用水が、最近東海製鉄の建設を初め、名古屋港南部臨海工業地帯の開発で、その一部を工業用水に分けることになり、現在三十トンのうち一トンは工業用水ということになっていそうですが、こちらもごたぶんには漏れず急ピッチな工業進出で、現在では早くも水不足の声が出ています。これに對し当局はどういうふうに考えておられますか。

○松尾政府委員 御指摘のように、現在愛知用水から分けてもらう水といたしまして、毎秒一トンの水をとり計画は、すでに工事を施行中でございます。しかし御指摘のように將來の水の要求といたしますと、それではなお足りないわけでありませう。これをパー・デー・トンに直しますと、大体今御指摘のありました設備で、パー・デー・六万トン程度がとれることになっております。しかし現在の実情から申しますと、將來のことを考えますと、さらに二十万トン以上の水が必要としまして、あの地区に出ることが予想されておりますのでこれらの点は現在の計画としては、これは現在計画段階でございませうけれども、三十八、九年度くらいに完成をすくらしいの予定をもちまして、今さらに二十万トンかの水をとる必要があると思っております。これは現状でどうしようかと申しますと、ダムを作りまして、水の利用が比較的少ないときに、その余裕水をダム・アップによって貯水をいたしました。その余裕のあるときのために込んだ水を、できれば愛知用水計画の中の水路を利用して、名古屋南部埋め立て地区へ引っぱってくるということが完成いたしました。これで計算上は二十万トンの

水がとれるということに相なります。合計いたしました三十万トン以上の水があの地区に確保されれば、名古屋の埋め立て地区の水は、それで一応満たせるということに相なっておりますが、あとで申しましたような余裕水のダム・アップ利用、貯水利用という点は、これからの計画ということに現在の段階では相なっております。

○小林(三)委員 愛知用水に關連して、同公団法の一部改正案によって、愛知県の豊川用水事業も同公団に含まれるようですが、これには工業用水はどれだけ見込んでいますか。特に農業用水との関係で、その場合費用の分担方式は農林省との間にどのような話し合いになっておられますか。

○松尾政府委員 今私お答えいたしましたところですが、二十五万トン以上の水というものは、余裕水の利用は計画内だといふように申しましたけれども、実は本年度からすでにある程度工事に着手をいたしております。順調に参りますれば、先ほど申しましたように、三十八年度ごろに完成をいたしまして、合計三十二万トンないし三十五万トンの水が、名古屋の埋め立て地区に供給できますれば、一応あの地区の水の必要量はまかなえるということになっております。

今御指摘の豊川用水からの水云々は、現在はまだ農林省におきましても検討中の段階でありまして、これからどの程度の工業用水を分けてもらえるか、それがまららないと、分担金アロケーションの問題は討議に入れないわけでありませう。いずれも今検討中の段階でございます。

○小林(ち)委員 一般論として、農業用水の費用と工業用水の費用はどのくらいですか。今までの例から、実際のコストについてある程度算定できませんか。

○松尾政府委員 工業用水の方は、御承知のように現在四円以下ということ、私も、私ども目標にいたしております。実際には四円ないし五円というくらいのところ、供給がされておるわけであり、そのコストの計算をいたしますと、必ずしもこれにおさまらない点がしばしば出て参ります。それは御承知のように補助金で補っておるわけであり、農業用水の場合にも、純粋にその農業用水も引いてくるためのコストだけの計算をいたしますと、もちろん地点によっても相当差がありましようし、かなり高い場合が相当あるわけであり、かなり低い場合も、これは農村のこれを利用しての側の需要等に照らしまして、従来私どもが聞いておりましたのは、大体トン当たり一円くらいを目安にしないと、十分使い切れないというものが、従来の実情であるようであり、現在いろいろな計画も、できるだけせうい線、農林省の方で努力がされておると思ひます。

○小林(ち)委員 それでは、用水費用について、国並びに地方自治体の助成は、受益者が農民である場合と工場である場合とに分けて考へるときに、どのくらい出せばいいのでしょうか。

○松尾政府委員 今の御質問の趣旨は、そのように工業用水なり農業用水について需要者側からの要請で格差がある、その場合に地元負担というよりな意味で、どういふ負担になっておる

かという御質問だと思ひますが、これは工業用水、上水道等につきましては、事業として最終的には経営上ペイするということ、一応の建前に相なっております。先ほど申しましたように、工業用水については一部補助金で、それを補っておりますけれども、最終的には設備がある一定期間に償却されて、十分事業としてはペイするという建前が原則になっておりますが、農業用水の場合には、工業用水の場合よりも、さらに事情が変わつて参りますので、相当地元負担なり国の費用がございまして、農業用水の水路その他が建設されておるといふのが実情であります。工業用水につきましても、現在一部地方公共団体がみづから負担しておるといふ分が若干ございまして、いづれも水の利用者の使用し得る限度に合わせ、地元がそれだけの努力をしておるといふのが実情であります。

○松尾政府委員 北伊勢の工業用水道の現在やっております第三期計画は、全体として二十五万トンの給水能力を前提としておられます。これは三十三年度に着手いたしました。三十八年度に完成する予定になっておられますけれども、これが完成の時期につきましては、さらに二つに分かれます。三十六年の十月に十二万五千トンが給水できる、さらに三十九年の四月にあとの二十五万トンが給水できる、こういう完成予定で進んでおるわけ

○小林(ち)委員 実は四日市地方の工業用水は、今二本の工業用水道で約十萬トン、地下水十萬トン、合計二十萬トンに海水二十萬トンでまかなつていますが、もちろんこれでは間に合いません、北伊勢工業用水が完成しても、最近の各種工場の進出計画で、とても十分ではないと現地では観測して、昭和五十年までに百万トンの水が必要にならうといわれてはいますが、そのために当局では今どのような対策を考へておられるか。どのような調査を、どのような箇所でおられるか。またその調査はいつごろ完了するのかわからなしていただきたいと思ひます。

○松尾政府委員 現在の状況で、先ほど申し上げましたけれども、将来の問題として今御指摘になりましたような点は、比較的計画が早く具体化するだろうと思われまは、長良川に河口堰を作りまして、これで片一方に潮止めをやりながら、多量の水をとりたいというものが、比較的早い具体性がある計画だろうと思ひます。さらに前から計画としてはあつたのでありますが、最近この進行が一応中休みになつておつたと思ひますが、農業用水から端を発したいわゆる三重用水の計画があるわけであり、私どもの立場から申しますと、従来の三重用水の計画にあのままで経済効率がよいというふうには必ずしも思ひませんけれども、今後の計画内容をさらに検討して進んで参りますれば、経済的な効率性も十分考へながら、農業用水だけでなくて、三重用水からも工業用水がある程度、あるいは相当程度とれるだろうという期待を持っておりますが、この辺はも

う少し検討の必要があると思ひます。

○小林(ち)委員 長良川河口ダムの建設計画は、建設省に予備調査費も計上されて、かなり具体化しているようですが、これを利用して工業用水道について、通産当局の構想を詳しくお伺いしたいと思ひます。

○松尾政府委員 長良川に今お話のございます河口堰によりまして、水をとり、工業用水に相なると思ひます。現在は今お話しのように、河口堰そのものについて調査という段階でございまして、当然ここからとりますけれども、工業用水だけの計画になると思ひますが、その水の工業用水道事業の計画ということになります、現在ではまだ詳細に具体的に進んでおるわけはございません。時期的にもまだ若干の余裕があるはずでございまして、今後工業用水道事業の計画を河口堰と結びつけて検討を進めなければならぬと思ひます。

○小林(ち)委員 これについて河川法上あるいは水利権など問題点となるところはありますか。

○松尾政府委員 御承知のように、河口堰は水をとるための施設でございまして、従いまして施設そのものは河川の中に作られるものでありますけれども、河口堰を作ることで、いさなり水利権の問題ということにはならないで、河口堰の検討その他が済んで、それからどれくらいの水をとり得るかというときに、当然その問題に入つてくると思ひますけれども、御承知のように長良川の河口で水をとり

いうことでありますれば、農業用水その他とのあまり大きな問題はないといふふうに私も考へておられます。

○小林(ち)委員 揖斐川から取水する三重用水の構想についてはどうでしょうか。

○松尾政府委員 先ほど申しましたように、三重用水は、当初はむしろ農業用水を中心にしての計画であつた。そのまゝ現在にわたつておると思ひますが、それによりまして、これは最終的なことではございせんけれども、十萬トン程度の工業用水は、これに期待ができるのではないだろうかというものが現在いわれておられます。しかし先ほど申しましたように、三重用水の計画につきましても、もう少し基本的な問題を再検討する必要があるだろうし、その検討の結果によれば、あるいはもっと水はとれる、工業用水に分けてもらえる期待が持てるんではないかというふうな考へておられます。

○小林(ち)委員 今まで何つたところでは、いづれも工場の建設テンポが早いおそれがあり、これではせつぱく多額の予算を使つてもその効果が少ない。たとえば、北伊勢工業用水を完成しなれば長良川河口など第二の施設に取りかかれないというふうなことで、あるいは、並行して工事をするとか、あるいは、並行して先行投資の形でやれないものか、その点いかがでございせんか。

○松尾政府委員 工業用水の問題だけではないで、実は水の問題は最近いろいろな機会に論議せられておられます。日本、日本の実情で非常に水が余つておるよう、実際に使つた水は非常に

ろいろな場合に困る。その対策はもつと根本的な問題があるのではなからうかという点は、従来も、また現在でもいろいろな角度から議論されておると思います。従いまして、そのような水の利用について、何かもつと従来の方式以上に総合的に、あるいは非常に速度を早めた開発の必要がないかというので、現在水の利用をする関係者、あるいは河川についての所管をしております建設省、各省それぞれこの問題について意見を持っておりますけれども、現在それにつきましても若干意見の調整が十分できておりません。おりませんが、現在各省の意見が一致しておりますのは、早く水資源の開発に對する基本計画を作つて、その基本計画の実施について、従来の方式でできるものはほとんどやつてしまったらいいだるう、従来の方式で不十分なものは、新しい公団その他の方式を考えたいではないか、その辺のところは関係省いずれも意見が一致しておるのではありませんが、それではその公団をかりに作るという方針に、どういふ形、どういふ方式の公団を作るか、その辺のところでも現在まだ十分意見の調整が行なわれておりません。しかし、私どもも工業用水の問題だけでなくして、通産省は特に工業用水に重大関心があるわけでありまして、全体の水の問題として水の利用開発という意味からいいますれば、もつと今御指摘のような総合的な、あるいは積極的に関係するような方式がほしい、その実施のために公団というようなものがあるれば、一そうこの問題の促進になるだるうという点を考えておりますが、その辺は今関係省となお意見の調

整中でございます。

○小林(中)委員 最後に今度の法律改正案で、政府は進出工場に對する勧告権を持つわけですが、この法律そのものは既存の工場地帯よりもむしろ新しい工場立地を建前としていられるので、そのうすかと政府の勧告は新しい適地だけにしかできないものか。実際はむしろ既存工業地帯にこそ、勧告の必要が多いのではないかと考えますがその点どうなのか、はつきりしていただきたいと思ひます。

○始開政府委員 勧告でございますが、勧告は今小林さんの御指摘になりましたように、たとえば水がそれほどないところ、あるいは水だけを相当くさん使う、そういう工場だけが相当出てくるというような場合に、それは困るのではないかとということ、勧告をするわけではございません、従いまして勧告をいたします主たるねらいは、既存のと申しますか、今までございいます大きな工業地帯、あるいはその周辺、あるいは工業地帯にむみやたらと大工場が殺到して参ります。そういう場合に勧告をいたすわけでございます。従いまして、従いましてこれからできる工場地帯の方で勧告するということはあまりないというふうな考えをしております。

○岡本(茂)委員 加藤清二君が提案されております工場立地の法案に關しまして、二、三の質問をしたいと思ひます。

○加藤(清)委員 私はこの際、ただいま提案されております工場立地の法案に關しまして、二、三の質問をしたいと思ひます。まず第一に、工場立地の要点と申しますか、近代工場の母は科学技術だと池田総理は言われました。ただいま小林委員のお話によれば、工業用水

は近代工場の血液だとも言われているわけでございます。通産省としては工業用水の確保、それから土地、機械、人の確保、これが今後に課せられた重大な任務だと思ひます。従いまして、ただいまの答弁を聞いておりますとはなほだ不十分でございます。これはいづれ他の委員会にかかっております愛知用水公団法ともならみ合せて、本日のところは、この科学技術が進歩し、工場が営業を営むことによつて次々と現われて参ります工場を確保すること、これは、工場を土地を確保する上において今後の死命を制するものかと思ひます。工場を営むことによつて工場に働く人ないしはその周辺に被害を及ぼすということ、これは当然工場を設営する以前から計画し、除去することを考えてからならねばならぬと思ひます。従いまして、科学技術が発達し、工場の製造の傾向はますますふえると思ひます。しかもいまだかつて経験せざる、思わざる公害が今日次々と発生をしております。この公害の問題、一体政府はどのような考え方をもち、どのような計画を持って臨んでいらっしゃるのか。まずその点についてお尋ねをいたします。

○始開政府委員 たいだいま公害の問題につきましまして指摘がございましたので、公害問題、たとえば煙害の問題、それからいわゆる汚濁水の排水の問題等につきましまして、それぞれ立法の措置の済んだものもございまして、また煙害なんかにつきましましては、きわめて少額でございますが、通産省で予算をとりまして、たいだいま通産省所屬の試験研究機関で、いろいろと防除対策を検討いたしておるのでございまして。今回の工場立地の調査等に關する法律の一部改正案におきまして、役所は勧告等の権限を持つということになつておりますが、この直接のねらいは、一般的な意味での公害防止対策というところにはございませんで、たとえばある非常に精密機械工場などの集約してある地帯に、そこでは空気がきれいであることが大事だ、そういう地帯に、たとえば煙塵でも非常にたくさん出すような工場が来ては困るのであります。そういう場合にはこの勧告権が行使されると思ひます。従いまして、そうしてある工場地帯の中におきまします工場相互の關係というものを考えまして、今回の改正案ができておるわけでございます。

一般的な意味での公害の問題につきましましては、もちろん御指摘のようにきわめて重要でございますので、それぞれ別途に對策を講じて参りたい。法律化してあるものもございまして、ただいま技術的に試験研究段階であるものもございまして、お話を趣旨に即しまして別途に對策を進めて参りたい、こういう考え方をいたしております。

○加藤(清)委員 地方自治団体はいづれの地方を問わず、その赤字財政を埋めんがために競つて工場の誘致をはかっているようでございます。これは日本にはまだ工場を建て場所が多分にあるという何よりも証拠でございます。これは工場を増設するにあたり、あるいは近代工場を設営するにあたり、まことにけつこうなことで

ございまして。しかしそれができることによつて、今まで持っております先住者の権益が侵害されたりあるいは生活権が侵害されたり、あるいはまた健康が害されるということが、次々に行なわれて今日におきましては、政府当局としては当然のことながら、そのような害を包含する、もたらすところの工場が設営されるにあたりましては、その公害の原因を除去するところの計画なり、あるいは設備なりをまず先に行なわれることが、最も肝要なことと思ひます。政府としてはそういうことに考慮は払われぬのでございまして、この点をお尋ねいたします。

○始開政府委員 公害の防止につきましましては、一番先決問題は、その公害を防止するための技術的對策でございます。これは先ほど申し上げましたように、そのうちの煙の害につきましましては、二、三年前から千円内外の少額でございますけれども、技術的にこれを研究いたしまして、煙害を技術的に防止する、こういう研究を進めておるのでございます。その次に必要になりましますのは、御指摘のように設備と、設備をするための資金の問題、こうなるわけでございますが、この点につきましましては、技術的な研究の進捗と見合ひまして、それぞれ手を打つて参りたいと思ひます。これは公害の一つであるのでございまして、大企業には融資、それから中小企業につきましましては、御承知の中小企業設備近代化資金の中に、この汚水防止に對する設備費の貸付分も含んでおまして、無利子の貸付をしておる、こういうことになってお

ございまして。しかしそれができることによつて、今まで持っております先住者の権益が侵害されたりあるいは生活権が侵害されたり、あるいはまた健康が害されるということが、次々に行なわれて今日におきましては、政府当局としては当然のことながら、そのような害を包含する、もたらすところの工場が設営されるにあたりましては、その公害の原因を除去するところの計画なり、あるいは設備なりをまず先に行なわれることが、最も肝要なことと思ひます。政府としてはそういうことに考慮は払われぬのでございまして、この点をお尋ねいたします。

るわけでございますので、だんだん御指摘のような方面に力を入れて参りたいと思つておる次第でございます。

○加藤(清)委員 私はこの際具体的な事例を申し上げまして、政府の反省を促すと同時にすみやかにその対策をさされますよう切に要望をしますのでございませぬ。

例を近代科学の要請によって必然的に迫られてきております火薬製造にとつてみたいと思つたのでございませぬ。すでに本件につきましては一般政策の場合に、同僚の片島君と私が政府にそのすみやかなる対策を要望したことでございませぬけれども、その後一向に行なわれていない。行なわれていることは、その工場に働く方々、あるいはそれを取り巻く周辺の方々にますます病毒を累加させることと、心配を増加させることだけが行なわれている。一体これではよろしいのか。すでに朝日新聞もこれを大きく取り上げました。いわゆるニトログリセリンを使用しておりました火薬工場が、コストの低廉と増産に追い迫られて、ここにニトログリセリンを使用することになりました。その使用量が逐年増加を見ました。それと並行してこの工場に働く人たちの中に病人が続出をいたして参りました。その病人はついに耐え得ることなく死亡したのが今日まで十一人でございませぬ。このニトログリセリンによる公害は、気温が高くなりますことによつてますます増加の傾向をたどりまして、ただいま病院に呻吟をいたしている患者が、私の調査によりましてもお十六名程度でございます。病魔に冒されつつもなお食わんがためには工場を働かなければならぬ、つまり病氣を抱

えつつ工場に働いている方は、無慮千人をこすのでございませぬ。軽微なもの、その工場に一度でも接触した者は、みんな軽微なものにかかつては、放置されるようでは、これは先ほどの政務次官のお言葉とは思えませぬ。一体これはどうするつもりであるか。この点について秋山軽工業局長が来ておられますので、一つこの問題についての本省の措置の経過を御報告願いたいと存じます。

○秋山政府委員 火薬工場のニトログリセリンが薬害をもたらすというものは、三十四年ころから、当時はまだはつきりこれとつかめませんでした。問題が起つてから、昨年の夏九州の旭化成の工場であつて死者が出まして、それから急に労働基準局及び労働省でも問題を重視することになったといふふうになつてございませぬ。加藤先生御指摘のようにニトログリセリンの配合率をだんだん上げてきたといふことが、今日でははつきり原因であるといふふうになつたわけでございます。ところが、当時は実はその事実がはつきりしていなかつたといふこととございませぬ。問題は大体労働条件の問題でございませぬ。主として労働省がこの問題の処理にあたりまして、急遽学識経験者等の応援を求めたのでございませぬ。戦前は大体配合率が二五％ぐらいまでであつたやうでございませぬ。これは一種の進歩でございませぬけれども、戦後、ここに二三年前から徐々に配合率を上げることが一般化して参りました。これはダイナマイトの品質を非常によくするというところでございませぬ。必ず原価が安くなるというだけ

もない。むしろ質がよくなる。たとえば寒冷地におきまして配合率の低いダイナマイトはすぐ凍つてしまふ。非常に危険でございませぬ。それから作業上も、配合率をふやす方が薬がやわらかくなつて作業が非常に容易になる、あるいはやや技術的になりませぬが、予捏和—あらかじめこねるわけでございますが、予捏和の工程を経ないでいきなり成形できるというふうな関係もございませぬ。一番高い時期には六〇％ぐらゐまで、ニトログリセリンよりもニトログリセリンの方をよけい使うというふうな時期も、一時あつたのでございませぬ。薬害問題がはつきりいたしましたから、これを再び下げるといふことで現在は基準局の指導によつて四〇％以上に上げてはならぬといふことといたしてございませぬ。ただいまちょっと触れました予捏和工程の問題でございませぬが、かつては大きなたらいと申しますか、たるといったようなものの中であらかじめ一べんこねたものを成形したわけでございます。この際には実は全く上の方は開放された状態の容器の中で、大きなしゃもじのようなもので工員がこねるわけでございますから、非常に危険が多い事実。

〔岡本(茂)委員長代理退席、委員長着席〕
また大正時代から最近までの間、予捏和をやつておりました当時、ダイナマイト工場の事故の相当大きなものがこの過程で起つておるといふ事実、同時にこねる際に相当濃厚なガスを発散するわけでございますが、予捏和工程を省くといふことは危険を防ぐといふことと同時に、ただいま問題になつて

おります労働者の健康問題から考えましても、これをやめるということは、非常に長所だとわれわれは考へておるのでございませぬ。ただ残念ながら、これはまだ世界的にそこまで技術が発達しておりませぬが、ごく最近のニーマン式の自動成形機を使ひます。際には、ある程度以上のやわらかい原料を使ひませぬと、この機械にかからないといふこととございませぬ。実は二月の初め、十一日でございますが、延岡の旭化成の工場がニーマンの機械が爆発事故を起しまして、いろいろ原因は探究いたしました。ほゞ見当はついたのでございませぬが、その原因の一つに、ただいま申し上げましたやうな薬のやわらかさが足りなかつたといふ点が、技術的に指摘されておるのでございませぬ。二月のちようど寒い盛りでございませぬので、どうやら普通の状態よりも、もう少しやわらかさを多くしなければいけなかつたやうでございませぬが、その点に気づかずに機械にかけたために、もちろん他にも原因はございませぬ。爆発事故を起したといふ事実がございませぬ。そんなことで、実は工程、ことに安全という面から見ますと、なるべくニトログリセリンの配合率が高いことがむしろ望ましいのでございませぬが、他方御指摘のような非常に猛毒を持つておりますので、その間の調整をいかにするかといふことで、労働省ともいろいろ研究をいたしまして、外国の例等も取り寄せて研究をいたしました結果、やはりあまり配合率をふやすことにはよくない。しかし同時に危険を防ぐ意味で四〇％あるいは三〇％前後の混和率が一番手ごろである。ただしこの

場合薬害を防ぐために主として通風をよくするということが、絶対に必要であるといふことが判明いたしましたので、急遽その工事を始めまして、すでに三月の二十日から月末にかけまして、全工場ともほとんど全部完全に通風設備等の薬害対策の施設を完了いたしました。部屋全体の通風をよくして、部屋の中の薬の濃度を下げるといふことがまず第一点。それから特に包装等で手で作業をする場合もございませぬが、その場合はエア・ドラフト、すなわち空気を吹きつけるというやうな装置をいたしまして、作業員にガスが直接かからないやうにする。空気をうしろから吹きつけるわけでありませぬが、吹きつけると同時に、片方ではその薬の蒸気の入つた空気をドラフトで引いてしまふといふやうなことで、さらに立つていろいろ作業をする場合にはエア・マスクを用ひませぬ。これは防毒面でございますが、外気をパイプで吸ひ込むやうにいたしましたエア・マスクを使う。あるいは皮膚にさわらないやうに手袋等の防護衣を用ひるといふやうなことで、施設面としては大体さういふことで、各工場ともそれぞれ数千円ずつずつにかけてまして、完了をいたしました。

残りした問題は健康診断等、あるいは現に罹りました患者のあとに処置といふやうなことでございませぬ。これは全く労働省関係の問題でございませぬ。私も内容をつまびらかにいたしておりませぬが、さういふことで、設備完了後は、実は新規の患者は出ていないやうでございませぬ。現に入院しております人々も、かつて設備の不十分であつた時代に多少侵され

残りの問題は健康診断等、あるいは現に罹りました患者のあとに処置といふやうなことでございませぬ。これは全く労働省関係の問題でございませぬ。私も内容をつまびらかにいたしておりませぬが、さういふことで、設備完了後は、実は新規の患者は出ていないやうでございませぬ。現に入院しております人々も、かつて設備の不十分であつた時代に多少侵され

残りの問題は健康診断等、あるいは現に罹りました患者のあとに処置といふやうなことでございませぬ。これは全く労働省関係の問題でございませぬ。私も内容をつまびらかにいたしておりませぬが、さういふことで、設備完了後は、実は新規の患者は出ていないやうでございませぬ。現に入院しております人々も、かつて設備の不十分であつた時代に多少侵され

残りの問題は健康診断等、あるいは現に罹りました患者のあとに処置といふやうなことでございませぬ。これは全く労働省関係の問題でございませぬ。私も内容をつまびらかにいたしておりませぬが、さういふことで、設備完了後は、実は新規の患者は出ていないやうでございませぬ。現に入院しております人々も、かつて設備の不十分であつた時代に多少侵され

残りの問題は健康診断等、あるいは現に罹りました患者のあとに処置といふやうなことでございませぬ。これは全く労働省関係の問題でございませぬ。私も内容をつまびらかにいたしておりませぬが、さういふことで、設備完了後は、実は新規の患者は出ていないやうでございませぬ。現に入院しております人々も、かつて設備の不十分であつた時代に多少侵され

て、そのいわば予後というふうな状態でございます。なお御質問によってお答えいたします。

○加藤(清)委員 たいま通産大臣がお見えになったようでございます。私は通産大臣にもこの現状をよく認識、把握していただきまして、至急にこの公害、業害の除去を実施していただきたい、こう念願するがゆえに、大臣にもとくと聞いていただきたいと思うわけでございます。

たいま秋山局長が語る述べられました。なるほど、通産省の方もなかなか努力をしておいていただけるところでございます。その点は感謝のほかございませぬ。しかしながら、そのように通産省が指示しないし指導をしていただかなくても、なお工場におきましては病人が絶え間なく続出しているというこの現状は、決してそのように手当をなさったから、それでよろしいということには相ならないと思うのでございます。すなわち、問題は先ほどお話しのごさいたしましたように、三十一年以前はニトログリコールは凍結防止剤として混入されておたのでございまして、その当時におきましては、ほとんどこれは無害に近かったのでございませぬ。症状も出なかつたのでございませぬ。当時の混入パーセンテージは一〇％から最高が先ほどお話しのごさいたしました二五％程度でございます。そのときは、かかる症状も、かかる病人も、かかる死人も出なかつたわけでございます。ところが二年、三年と、三十三年ころには、含有量といましようか、混合程度と申しましようか、ニトログリコールを六〇％程度にふやしてこられたようでございます。その原因

について、秋山さんはたいま長所を御強調なさいましたが、おっしゃる通り長所もございませぬ。ところがこれは、第一はグリセリンよりも一キロ当たり百円程度安いのでございます。すなわち、グリセリンが三百五十円程度のもので、グリコールを混入すれば二百五十円程度で済む、つまりコストが安くつくというところに、病人が発生しても、死人が発生しても、なおそれに執着して、経営者側がこれを強行するという原因があるわけなんです。同時にこれは以前は輸入品でございまして、石油化学の進展により、国内産品として入手が非常に容易になったという点があるわけでございます。工場

の進歩は先ほど申し上げました通りやがて公害を生むという問題がここに生じてくるわけなんです。と同時に、先ほどおっしゃいました長所の、にかは状態——膠化が自然にできる、従って作業工程、つまり秋山軽工業局長の言葉でかかっている、予控和作業というものが省ける、こういう特徴がございませぬ。この予控和の作業が省ける、つまり原料が安くなつて工程が早くなる、これは業者にとつては魅力なはずでございます。しかし、どのようにもうかるから、あるいは日本の開発が盛んになるために爆薬が必要だからという、病人を押しつても、死人を乗り越えても、なおこれを行なうというところは、これはほんとうにヒューマニストの態度ではない。しかばねを乗り越えてもお利益を追究するというのが、資本主義の本然の姿であるというならば、ご知らず、それを指導監督するところの政府が黙視するという手は絶対にない。ここに大臣の所信を承わりたい点

がございませぬが、大臣、すべからず病気を起こさない、死人を出さない、そういう程度に混合率を下げさせる。これが一番のポイントではないかと思ひますが、先ほどの話によりますれば、なるほど程度は減つたけれども、四〇％程度だ、こうなる。四〇％と申しますと、被害を受けない程度の二倍以上でございます。これでは病人が出るのはあたりまえのことでございます。一体四〇％というのほどから出てきた数字でございませぬか。四〇％であるならば絶対に病人は出ないとおっしゃるのであります。その点を承わりたい。

○秋山政府委員 お説はまことにございませぬ。先ほど申し上げましたように、これは確かにコスト的に安くなるという点もございませぬが、実は反面通気その他の施設に非常に大きな費用を投じておるわけでございませぬ。それが一概に業者の利益になるか、あるいは問題だと思ひま

す。それは別といたしまして、ダイナマイトの製造技術の進歩に伴ひまして、ニトログリコールの配合率をだんだんふやすというところは世界的な傾向でございます。それだけダイナマイトの品質がよくなる。いろいろの用途に応じた適応性が高まるということでございます。しかし確かに人命を軽視したような形で、配合率をただむやみに上げるといふことは黙過すべきでないこと、言うまでもないことであります。

労働者とも十分連絡をとりまして、作業上支障のない程度に、安全を維持できる程度に、適当な配合率を定めさせるというところで、最高四〇％をこえてはならぬという指導をいたしておるわけでございませぬ。

○加藤(清)委員 大臣に所信の表明をお願いいたします。四〇％というこの混合率、つまり政府からメーカーに指示なさつたパーセンテージというものは、決して病人を発生させない、死人を出させないという混合率ではないはずでございます。しかばねを踏み越えてもなお利益を追求することがよろしいとおっしゃるのか、そうでないとするならば、この混合の程度を変えたいとおっしゃるのか、大臣に所信を承わりたいのでございませぬ。

○椎名國務大臣 科学的に研究いたしまして、四〇％であればどうしても害があるというならば、これは当然やめさせなくちゃいかぬと思ひます。ただいまのところでは換気装置、通風等が整備されておれば四〇％までは害がない、こういう科学上の結論ださうでございます。それを信頼して四〇％という線を引いておるわけでありませぬから、その趣旨におきましては、もしいかに換気装置を完全にしてもやはりだめなんだという結論がはつきり出ますれば、修正しなければならぬと私は考へております。

○加藤(清)委員 四〇％混入による、あとは通風その他の除去設備によつて、これでよろしいという断定は、どの何という医者がしたのかは知りませぬけれども、それをまず承りたい。なぜかならば、私は先週工場を視察して参りました。その日はちょうど地元のお祭りでございます。村じゅうの方、町じゅうの方のみならず春祭りを楽しんでおりました。しかしその日になお病床に呻吟している労働者の数多くあることを、この目をもって私は見て参りました。お祭りの日にお宮さん

に来てはおるものの、顔色は悪い、酒は飲みたくない、たばこも飲めない、こういう患者が数多く、ただお宮さんにその健康の回復を祈っている姿をこの目で見て参りました。私もともに一緒に氏神様にこれをお祈りいたしました。これが実態です。

なせばこや酒が飲めなくなるか、実例を申し上げます。旭化成だけで、今日頭痛を訴えている者が、作業中の頭痛が二百九十一人、自宅で頭痛を訴える者が四十四人。自家用を訴える者が九人。肩こりを訴える者が、作業中では二百二十九人、自宅で帰りますと、これが必ず減るのでございます。八十二人。吐きけを催す者は作業中では三十七名、自宅ではこれが十七名。胃痛を訴える者、それが作業中では七十六人、自宅で二十九人。胸苦しさ、胸をきゅつと締められる、それが作業中では三十一名、自宅で二十四名。のどが詰ま

つてしまふ、呼吸が困難になる、それが作業中では十九名、自宅で八名。次にはもつとひどくなつて、胸しほりというやつがくる。それを訴えている者が作業中では四十八名、自宅においては三十名。なおかつ、これは現われた病状の現象でございますが、趣味が変わる。酒の好きであった人がちつとも酒が飲めなくなつた。たばこも酒が好きであった人が、たばこを吸つてもちつともうまみがない。これはかぜを引いたときとか熱のあるときにわれわれも体験していることでございます。それが同じ程度かと聞いてみますと、いやそんなものではないと言

くない。従つて年に一度の村祭りを迎えても、何にもおもしろいことがない。まるで曇つた天気のような。桜の花の咲いた下で、ほかの村人たちが愉快に祭りを楽しんでる最中に、おれはまるで曇りの天気みたいなものだ。いつ何とぞぼっくりいかわからぬという、ぼっくり病なんです。けさ出かけようと思つて、玄関でオーパーを妻にさせていただく。そこで倒れてしまう。靴のひもを結ぼうとして、そこで倒れる。玄関をあけて出ようとする、そこで倒れる。称してぼっくり病という。なぜそうなるか。それは私がお医者さんでないからわかりませんが、原因がニトログリコールにあることだけは事実なんです。そのニトログリコールの混合量がふえたということが原因であることは、動かすことができない。秋山工務局長もそれを認めていらつしやる。日油にいたしましたも、旭化成にいたしましたも、同じように現在病人が出ています。特にお医者さんが心配いたしますのは、作業しております工場内の温度が上がることに、これは一そう激しくなつてくるわけでありまして、すなわち蒸発度が高くなることによつて、部屋の中の毒ガスの含有量がふえるわけでございます。今後は一そうこれがふえると思はなければなりません。はたして四〇%でよろしい、絶対に無害であるというお医者さんがありません。ならば、その研究資料をここに御提出願ひたいのでございます。

申し上げてゐるのではないのであります。これは労働省でやつておられるわけでございますが、部屋ごとに空気中の毒分の測定を強制的にさせるということで、すなわち配合率のいかんにかかわらず、空気中の毒分の濃度いかんによつて、配合率のいかんをきめるというやり方をさせておるわけでございます。もし四〇%では危険だといふ程度に蒸気が発生しておれば、当然これは是正させるということをやつておるわけでございます。

〇加藤(清)委員 労働省から来ておられますか。――労働基準局は、この点につきまして、実はいぶん前からお骨折りをいたしておるようであつて、この点につきましては、作業場に働く諸君が大へん感謝をいたしておられます。ただ、その効果が十分に現われないことを遺憾に思つておられます。そこで、三十六年三月に、完了をせよと労働基準審議会の決議によつて命令を出されたことがございます。この内容及びその実施状況について承りたいのであります。

〇大島政府委員 ニトログリコールの薬害の問題につきまして、当委員会におきまして先般も御質問がございましたが、私から御説明申し上げたのであります。本日また重ねてこの問題について格別の御心配をいただきました。御質問でありますので、私からその後の経過を御報告申し上げます。

〇秋山政府委員 先ほど私四〇%を最高として、それにとどめるように指導してあると申し上げましたのは、実は四〇%ならば無害、安全というふうにい

対しまして、何と申しましたも根本は排気、換気でございますので、排気、換気の施設を速急に整備する、こういうことで各社数千万円をかけたもので、四月まで完了することにした。四月まで完了した。その四月完了までの期間における緊急措置というのを昨年の暮れの十二月二十八日に決定いたしました。その決定の内容は、先ほど来お話のありましたような、配合率は四〇%以下にとどめる、それから作業工程に於いて必要な防具をつける、それから蒸気中の毒物の濃度を測定すること、それから労働者の健康診断を実施いたしますこと、こういった問題を内容とした緊急措置が決定になりました。直ちに各社関係の工場に指示をいたしまして、これは励行されております。四月になりまして、換気、排気の装置が完了いたしましたので、完了いたしました結果、そういう条件のもとで、今度はどういふふうにしてやつていくべきか、これを恒久対策としておりますが、現在その恒久対策を同じく基準審議会の衛生部会と安全部会両方で御検討願つております。一昨日もこの会合を開きまして、衛生の専門家、それから爆発の関係がございまして、安全の専門家、それぞれ日本における最高権威者においでを願ひまして、この方々の御意向も承つて、現在検討いたしております。大体におきましては、一昨日結論を得たいと思つておりましたので、なお技術的な点におきまして若干問題が残つておりますので、近日中にさらに両部会を開きまして、基準審議会の正式の答申をいただきたい、かように思つております。重ねてこの問題につ

いて格別の御心配をいただきまして、御質問の趣旨に沿ひまして、私ども今後とも早急に努力をいたしたい、かように考えております。

〇加藤(清)委員 大へんな御努力をいただいております。命にかかわる問題であればこそ、その思いを深くするものでございます。せつかつ労働基準局から労働審議会の決議によつて御指示をいただきました事柄が、はたして工場々々において完全に実施されているか、いまいかという点について御調査なされたことがございますか。

〇大島政府委員 昨年来のたゞいま御報告申し上げましたような措置につきまして、私どもの方で指示いたしましたことについては、各社関係工場において実施いたしております。全般的に申しまして、衛生的にも安全的にも技術的に非常にむずかしい問題でありまして、私どももいたしまして、衛生と安全、両方の専門家にお集まりを願つて、専門的な御研究の結果によつて各社関係工場に指示をいたしております。なお、それらの点につきまして、不行き届きの点がございます。直ちに是正いたすようにいたしたいと思ひます。

〇加藤(清)委員 しかれば、そこできめられました薬温二十五度以下にせよという、これは実施されておるかどうか。

〇大島政府委員 昨年の暮れに決定になりました緊急対策におきましては、先ほど私が申し上げましたように、配合率を四〇%以下にすることを決定いたしました排気、換気の装置、新しい条件下においてどういふふうに行つていくべきかという点を現在検討中でありまして、今御指摘の問題につきましても、この新施設完了後における恒久対策の中で現在御検討願つておる問題でございますので、ほどなく結論を得ると思ひます。

〇加藤(清)委員 限度は、過去においては〇・五PPMであつたわけでございます。これは日本が最高のようでございます。先ほど秋山局長は、諸外国においてもこのニトログリコールは使つてゐる、こうおっしゃられましたけれども、限度度が大体違つてゐる。日本においては〇・五PPM以上になつてゐるところがたゞさんある。ところが、西独ではその半分〇・二五PPMである。イタリアではこれが〇・一PPMに相なつておるわけであつて、この空気中に含まれておる毒物の含有量を考慮の外に置いて、そうしてパーセンテージだけ云々したつて、人の命は助かりません。この点、お宅の四月十四日の基準審議会の衛生部会において決定を見ているはずでございますが、一体どうなつておりますか。

〇大島政府委員 ただいま御指摘のやうな問題点につきまして、先ほど申し上げておりますように、新しい条件下においてどういふふうに行つておるわけでありまして、それで、先般も両部会を開きまして、衛生、安全両方面の専門家の御意向も承つたのであります。なお若干未決定の点がございますので次回に持ち越してありますが、早急に結論を得たいと思つております。

〇加藤(清)委員 私はこの際、審議会の記録を許す範囲内において公開して

いただきたいと思ひます。なぜならば、その席上におきまして、経営者側は、その被害の程度を極度に少なく表現していらつしやるようでございます。そういう死人が出たとか、病人が出たなどということは気がつかなく、知らなかつたというところがございます。自分自身の工場に働いている人が死んだり病人になつて、葬式したり入院したりしているのに知らぬなどという事はないはずでございます。これはいふならばその被害を極度に隠してしまつて、なお今日の工場の経営の仕方を通じて、なお今日の意図の如何もでもないはずでございます。しかもなお私はこの際それを公表されると同時に、調査させておきます、調査させておきますというお言葉でなくして、ほんとうにこの公害を除去するところの誠意があるならば、この際ぜひ基準局長を初め、軽工業局長は工場を視察していただきたいと思ひます。つい最近さる新聞記者がこれを視察いたしました際に胸しほりの発作を目の前に見た。ところがその中を視察させることを工場は拒否している実例があるのでございませぬ。これは一体何事でございますか。国民あげてこのことに心配をいたしておられます。記者の皆さんも一生懸命になつて、一日も早く公害を除去して、安心して働いていただく、その安心して働くところから増産が可能であるという観点に立つて、東京からわざわざ——私はあえてこの際場所を言いませんが、遠い遠いところまで出かけていった、その記者に対し調査を拒否しているじゃありませんか。調査を拒否しておられることは、これは今までの

罪を意識するがゆえに、それを故意に隠蔽するか、ないしは今後この状態を続けていこう、あるいはまた政府からの命令なり指示なり制限なりをなされるべく少のうしよう、こういう意図以外のものでもないと思ふ。このことが今日の事態なんです。それに比例して病人が続出しているという状態なんです。従つて私はあなたたちがやらぬでも、委員長に、この国会が終つたならば、必ずこの工場を国政調査すべくこの際要請いたしておきます。もしそれが許されぬでも、私は一人でも行脚いたします。人命にかかわる問題でございます。いかに需要が多いからとて、いかに必要であるからとて、とうとう人の命のしかばねを越えて、なお経営が許されるなどということ、この民主主義の国家統治下においては、そういうことがあつてよろしいものでございませぬか。この点について私は大臣の所信が聞きたいのでございませぬけれども、今いらつしやるな。そこで局長としては一体どうお考えでございますか。

○大島政府委員 たいま御指摘の点に關連いたしました、私が感じます点は二点ございませぬ。一点は衛生的にも安全的にも、技術的、専門的に非常に困難な問題がございませぬので、私どもとしましては、努めて安全衛生の両面の最高の権威者の意見を聞いて措置いたしたいと思つておられます。それから第二点は、当該工場における直接の労働者諸君、この方々がたいま御指摘の通り一番切実な利害關係を持つておられます。この關係の労働者諸君ないし労働組合に一種の不信感と申しますか、あるいは不安感といったものがあつては意味をなさないので、私どもとしましては、できるだけこの關係労働者、労働組合の不安、不信感のなくならすような措置を講じて参りたい。一方におきまして關係の最高の専門家の科学的な意見に基づいて措置を進めて参りたい。かように考えておるわけでございます。全般通じまして先ほど来御施設の点、私どもも肝に銘じて、この問題のできるだけすみやかに解決、關係労働者の安全と衛生の保持に努めたいと思ひます。

○田中(武)委員 たいまの加藤委員の質問に關連してお伺いするので、加藤委員のお話によるとニトログリコールによる発病者あるいは死亡、これが会社あるいは知らないと言いかもわからない、こういうような質問がありました。そういうふうな質問による発病の人は、現在健康保険で治療を受けておられるのですか。労働災で治療を受けておられるのですか。労働基準法七十五條第二項に基づく規則第三十五條によるところの職業病としての指定は、どう考えておられますか、その点についてお尋ねいたします。

○大島政府委員 労災保険の適用の問題につきまして、もちろん業務上の傷病につきましては労災保険で措置いたすべきものであります。この点についての認定基準、これが技術的に非常にむずかしい問題でありますので、今年一月早々から、こゝまた専門家のお医者様のお集まりを願ひまして、本問題についての労災適用の認定基準を、早急に作成していただきたいということをお願い申し上げておまして、おそろく近日中に、その認定基準ができ上がることになると思ひます。従つてそういうことになりまして、労災保険の適用申請が出て参りますれば、もちろん労災保険の適用があることになるわけでございます。

○田中(武)委員 そうしますと今までのばつくりとなくなつた人たちは、労働の適用を受けていないのですか。この適用の問題になつておられるのかかわらぬ、その職業と死亡との因果關係といふことがまだ十分明らかにならなれないのですか。さらに労働基準法四十八條の有害物の使用の禁止、これをもつて臨む必要があるのじやなからうかとも考えるわけですか。先ほど来の話を伺つておられますと、濃度四〇%ですか、そういう線を出しておられる。そうするならば四〇%をこえて混合する場合があつて、あるいはしておる事業所において、そういう病氣なり死亡者が出た場合はどういふことになりませぬか。先ほど来の御答弁によつて労働基準局としては相当検討はなされていふようございませぬが、事は急を要すると思つておられます。すみやかに基準法七十五條二項による指定といたしまして、規則第三十五條の中に入れるべきでないか、あるいはそれまでは四十八條を適用して一応その使用を禁止する、そういうことが必要ではなからうかと思つておられますが、いかがでございますか。

○大島政府委員 科学の進歩、技術の改善によつて新しい技術、生産手段ないし原材料がどんどん出て参ります場合に、しばしばこれと安全衛生の問題が矛盾することが多いのであります。それは、基本的な考え方といたしましては、技術の進歩、科学の進歩の線に沿つていく、安全衛生上の危害を除去したいと思つておられます。このニトログリコールの問題につきましても、基本的には排氣、換氣装置なのであります。この排氣、換氣の装置を完備いたしますと同時に、なおその上においても被害のなかりませぬような装置を先ほど来申し上げましたようなことで検討いたしておられるわけでありませぬ。現在は、各社工場ともその通り実施いたされておられますので、この専門家の結論が得られますればそれによつてまた同じく指示いたして順守させたい、結論は先ほど来申し上げますようにほどなく得られるものと期待いたしておられます。

の心中を思いやっつて、私が申しましたように、まず規則三十五条の指定をするのかしないのか、排気、換気の関係ならば安全衛生規則の改正を必要とするが、それはいつやるか、あるいは一歩進んで基準法四十八条による禁止措置をとる用意があるか、これだけをお伺いいたします。

○大島政府委員 たいま御指摘のような法的な規制につきましては、必要であればもちろん措置はいたしますが、ただ現在のところ専門家の御検討の結果定められましたことについては実施いたさせておきます。先ほど来お話が出ておりますように、たとえば配合率を四〇%以下に下げるといふ問題、この問題にいたしまして、一つは爆発の危険性の問題、もう一つは配合率を下げることによつて蒸温そのものが上がるという問題——蒸気の中の毒物でございまして、蒸温が上がりますと毒物性も多くなる、こういう結果になりました。技術的に非常に困難な問題で、従つてそのパーセンテージと申しましたも、環境、薬温、あるいは危険性、こういったものとの相関において検討しなくちゃならぬ、こういった関係もありませんので、私もといたしましては始終専門家のお集まりを願ひまして、その環境との相関関係において御検討願ひ、その結論については完全に実施する。こういう方針で臨みたいと思つておきます。

○田中(武)委員 検討するのだがすぐには結論が出ないらしいですね。この種のものには専門家によつて科学的にやるとすれば、そう早急に結論が出るものじゃないと思う。そこで先ほど言つたようにとりあえず四十八条による有

害物として、そういう基準ができるまでは一時使用を禁止するとか、あるいは基準法五十四条の二項で監督上の行政措置、これは工場についてですが、安全衛生上有害だと認めたらインジャンクション、すなわち差しどめ命令がされることになっていきますね。これはあえて工場の建設だけに限つたものではない。この注意たるや、安全衛生に有害であると考えたときには監督上の措置として一時差しどめができるという注意であると解釈するわけです。そういう措置が法律上とられると思うが、あなたはいかが解釈いたしますか。

○田中(武)委員 昨年排気、換気設備の完備を指示いたしまして、それができるまで一体どうするかということになりました。その点について昨年の基準審議会の安全衛生両部会において御検討願ひ、その結果緊急措置といたしまして、配合率は四〇%以下、必要な防具はつける、それから蒸気の濃度測定と健康診断は引き続き実施いたしまして、発病者の発見に努める。それから配置転換という措置をとらせました。こういうふうな緊急措置をいたしました。今回施設の保護が完備いたしましたので、あらためて恒久対策を近く練ることになりました。こういった措置によつて、両先生御心配のようないたし得るものと思つておきます。

す。しかも外部からの報道機関すらも締め出しを食わした。そういう状態であるならば、なおはっきりとした基準がきまり、そして指定をするまでは、今申しました五十四条二項の法意に基づき差しどめ命令、これをやっていたいものだと私は思う。もちろんこれはその建築物に対してになっておる。しかしその法意は安全衛生に対して有害であると認める場合となつておる。あなた方はすでに安全衛生に対して有害であるという観点をとつておられると思ふのです。なればこそ基準審議会の安全衛生両部会において検討してもらつておるといふそれならば有害であるという観点をあなた方は認めておられる。緊急措置をやつたが言うことを聞かないというのなら、なお一歩進めて差しどめ命令を出すべきじゃなからうかと考えますが、そういう措置についてはいかがですか。

○大島政府委員 緊急措置以前に、私どもの方から指示いたしました事項並びに昨年暮れ決定の緊急措置に基づき私どもの方の指示につきましては関係会社、工場において実施いたしております。なお今後決定されるべき恒久対策につきましても、先般来私どもも関係各社の責任者に対して、専門家の認めるところには完全に従つてもらいたいということをお強く要請いたしておりますので、これまた指示に従うものと期待いたしております。

○大島政府委員 大島政府委員に申し上げますが、質問に対して答弁して下さるが、これは調査いたします。

○田中(武)委員 関連ですからこれで終わりたいと思ひますが、私の言つておるのは、緊急措置をきめた、それを命じた、だがそれが十分に行なわれていないところの問題があるというのが、加藤委員の御質問の趣旨ではなからうかと思ふ。だから恒久的対策ができるまでは、労働基準法の精神にのつて、安全衛生上有害であるという観点に立つて、しばらく薬品の使用を禁止させ、こういう用意があるかどうかという観点を。従つてあなた方は緊急措置を命じたら一応行なわれておる、こういう観点をとつておられると思ふ。だから直ちにこの調査をせられて、そういう措置をとつていないところに対しては差しどめをやる、こういうことを強く要請いたしておきます。

○加藤(清)委員 調査をしておりまつか、指示をいたしております。それから、そういう御答弁でございします。それでは本件は解決しないと思ふ。そんなことくらいで言うことを聞かぬような相手ではない。そこで私は具体的に掘り下げて申し上げますが、基準審議会衛生部会において行なわれましたところの薬温二十五度以下に下げる、制限度は〇・二五 PPM にする、換気設備は完全に、冷房、暖房、特に冷房でございしますが、それはただいま三十度程度をこえておるところでございしますが、あなたは行かれたから御存じでしょう。入つてみたらすぐわかる。冬でも三十度以上です。それを少なくとも二十五度以下にする。この程度の問題や、先ほど秋山局長が言われましたような個人の防具

○大島政府委員 大島政府委員に申し上げますが、質問に対して答弁して下さるが、これは調査いたします。

○大島政府委員 昨年私どもの方の衛生課長を現場に派遣いたしました。その後ひんばんに現在まで、私自身は参つておりませんが、安全と衛生の両方面の専門家を現場に派遣いたしました。ほとんど継続的に検討をさせております。

○加藤(清)委員 検討しておるだけではだめなのです。調査官を派遣したくらいじゃ、相手はてこでも動く相手ではないのです。だからそれを先刻見通しだから、局長という名の肩書きをつけた人かいないしは国会議員が調査権を持つて臨まなければだめであると申し上げておる。そこで、この次委員長に私はお願いしますが、こういう状態ではこれはだめなのです。だめなことをあとで具体的に申し上げることは、この際委員長に要望することは、国会議員が調査権を持つてその実態を調査すると同時に、そのときにはぜひ一つニュース・カメラマンが新聞記者の皆さんが同道で行けるような措置を講じていただきたい。天下に有名な大

大きな新聞が行って断られるのですから、相手はさる者なのです。そこで調査官が調査したけれどもだめであったという事例を申し上げます。ここに先ほどお話しした二ノ浦マンという機械がございます。北は北海道から南は九州の果てまでこれは使われております。旭化成の延岡で五個、日本火薬で五個、日本油脂で五個、そのうちの一個が延岡でこの間爆発したわけですから、ところでこの爆発を調査したところの調査担当は、原因究明まではこれを禁止してこれたはずなのです。ところがどういふ間違いなのか、これがすぐに行なわれているということなのです。まだ延岡の方はある程度防壁に安全装置があったればこそ、この爆発は五キロから八キロで終わったわけです。ところがある工場のごときは防壁がないところでこれが流れ作業のように、五個並んで行なわれているわけです。ここでもし延岡で行なわれたような爆発が起きたとすれば、まさに二百キロ一面にふっ飛ばすことになってしまふ。その場所においては防壁が行なわれていない、一斉に禁止されたわけですから、それが翌々日からちゃんと稼動しておる、これは一体どういふことなんでしょう。答弁のいかんによつてもっとと実例を出して見ます。これは一体どういふことなんでしょう。

○秋山政府委員 爆発問題は私の関係でございますから、私からお答え申し上げます。延岡で二月初めに爆発いたしました原因がわからないということ、とまああえて他の社についても緊急に作業の停止を命じまして、延岡の原因の調査にかかったでございます。ただいまお話の防壁のない工場、これは確かにございます。ただしこれは延岡と違う製品を作っております。もちろんダイナマイトでございますから危険であることは事実でございますが、実は延岡で作っているのは白梅という非常に食塩を多量に入れる品種のダイナマイトでございます。これは食塩といつても岩塩を使うわけでございます。そこにも実は爆発の原因がありはせぬかというところで、さらに今綿密な調査をいたしておりますが、先ほど申し上げましたやわらかさが不足であったことと、それから前回の御質問にたしか申し上げたと思ひますが、安全ピンの使用に不注意があったというようなことであります。さらに白梅すなわち岩塩をまぜるダイナマイトが製造されている、大体考えられる原因はその三つに集約されるようございまして、ただいまの防壁がない工場は、実は営業系統からそれを作ってもらいたいという要求があったけれども、技術系統の方で、工場の現場でこれを拒否したという事実がございます。つまり岩塩を入れて二ノ浦マンを作るといふことはどうも危険度を上げるといふことがあるからやめたい、これは現にその工場では手作業でやっております。従つて同じダイナマイトではないかと言われるとその通りでございますが、予想される危険度から見まして、非常に品質が遠うという意味で危険度が低いと、私ども判断をいたしまして、白梅を作つておる機械をとりあえずやめさせておりました、他の白梅を作つていない、岩塩を含まない方法の工場については、数日で禁止を解除いたしました。これは非常に在庫が払底をいたし

ております現在では、各工場を合わせまして五日分ぐらいいしかございませんせんが、同時にいろいろのサイズ、品質等、こまかいスペックから見ますと、もつと足りないものがございます。長く停止することが許されぬという事情から、非常に嚴重な注意を与えつつ解除をした次第でございます。なお、防壁のなかつた工場につきましては、現在防壁を作らせるべく設計を進めております。

○加藤(清)委員 需要が旺盛であるから品物が売れる、言いかえれば品物が払底しているから危険を冒してでもなお作らなければならないというならば、これはまさに前時代的な考え方です。そんなことが民主主義国家の統治下において行なわれるなどということを得ない。こんなことが許されてよろしいですか。特に危険だからというので担当調査官は禁止をしてきた。禁止した調査官はまああたりその実態を見たからである。それらが数日どころか翌々日ぐらいで、もう解除になつていふ。一体何事です。これは人命監視もはなはだしいと言わざるを得ない。その緊急度が需要と供給のバランスからきておるといふに至つては、これは資本主義の権化と言わざるを得ない。そんなことを政府みずから行なわれるといふに至つては、これは言語道断と言わなければならない。そこでその防壁のない工場に対して、防壁を作れとお命じになつたとするならば、それは一体いつになつたらできるのです。某大新聞社の記者を拒否したのもこの工場なんです。一体これはいつできるのですか。なぜこのことが行なわ

れたかについては、私はその交渉の現場を見ておりませんから、ほかに聞くところしか知りませんけれども、名前まであがっているはずで、こういうことが人命を無視して行なわれるとに相なりますと、工場の安全、あるいは先ほど田中委員の言われましたところの安全衛生の問題、これはもう法律無視と言わざるを得ない。これについて私はほんとうは大臣に所見を聞きたいところなんですけれども、労働省としてはどうお考えでございますか。

○大島政府委員 本問題に限らず、安全上、衛生上の問題につきまして、私ももとしましては労働者保護の任に当たると考へております。ただもちろん保安上、衛生上の問題として直ちにそれをやめるといふことではなしに、新しい技術の進歩改善に即応いたしまして、労働者に害の及ばないような措置を講じていく、そういう関係で両者の調和をはかる考へでございます。

○加藤(清)委員 人の子だから危険にさらされても心配はないということなんです。もし自分の子供がこういう危険な場所を働いていたら、一体どうなさいますか。そのおりに自分が左右する権限を握つていたとするならどうなさいますか。人の子の命だから問題はないかもわかりませんが、親もあれの工場に働く人といへども、親もあれば子もあつたら、だからこそ、村祭になつて人が愉快に遊んでいても、人の子がきれいなおべべを着て、親子そろつて年に一度のお宮参りに行つても、自分たちはもう酒も飲みたくない、たばこも吸いたくない、ただひたすらに自分

の健康の回復、工場の安全を祈るだけだ、こう言うのです。私はここに夫をなくした未亡人の実態を幾つか持つております。やがてこれは歴史に残ることでございます。これが歴史に残るに当たつて、そのときの施策がうまくあつたかまかつたかといふことは、事の是非善悪よりも人の恨みを買うことになる。これをよく肝に銘じていただいて、その立場から本問題の解決を早急に、しかも完全にしたいだかなければならぬと思つたのでございまして、先ほど田中委員も申しましたように、すでに行なわれている立法措置によつてで得ることがあるはずでございまして、それから、それを早急に行なうと同時に、審議会において、審議しておるだけじゃだめなんです、決定された事項がすみやかに具体化される、その経過をぜひあなたの目で見たい、この委員会の見聞記を一つ承りたいと思つてございまして。そのことがやがてこれを促進する基である。ほんとうは田中委員の言う通り、ここでストップ命令を出したら、それこそ火薬を使う側の方々までが、本問題に対して一致して研究してくれるだろうと思つて、それを審議会においていいかげんな表現と、隠れた氷山の一角だけをながめて審議していらつしやるものだから、のんびりした答えしか出ないことになつた。

次に、一歩掘り下げて、これはけい肺病と同じような傾向だと思つて、職業病なんです。国家が四〇%をよろしいと言つておるのですから、一〇%か二〇%ならこんなことにならなかつたのに、国家が四〇%でよろしいと言

この工場にはどうしても入らなければならぬ。完全に国家が命令するところの職業病なんです。従ってこの職業病に対しては、国家が法的な保護を加えるのが当然の義務であると思う。この点について労働省としてはいかにようにお考えでございませう。

○大島政府委員 ニトログリコールの対策の問題につきまして、恒久対策の結論は早急に得たいと思つておられます。なお御趣旨の通り、これが実施につきましてもは確実な励行させるようにいたします。

なお、職業病の問題については、その他の問題とも関連いたしました。今後慎重に検討を進めて参りたいと思つておられます。

○加藤(清)委員 通産大臣も見えたこととでございます。今大事なところをお願ひして参るところでございます。慎重にお願ひしたいと思つておられます。問題はそれだけでは解決はできません。かりに労働基準審議会において審議されたことが実施されたとしても、なお今後死人は出ると思つておられます。

なぜならば、例をグリコールの薬害にとつてみますと、三OPP Mの濃度に五分間曝露すると一べんに倒れる。ところが三PP Mの濃度のところに百分間さらされたのでは耐え得るわけなんです。しかし耐え得るけれども、これは御承知の通り皮膚呼吸するわけなんです。体内に薬害が蓄積されていくわけなんです。この蓄積されたものが外界からの刺激との接触によって、自分の健康度の限界をこえるとほくく死ぬわけなんです。体内に蓄積されたところの薬害は除去されていらないわけなんです。そうしますとここに考え

なければならぬことは、新しく出来する病人や死人以外に、すでに二年三年と体内にその薬害を蓄積してきたところの人間が大いにおるわけなんです。けい肺病でいうと、二期は少ないけれども、三期は二期よりも一期、二期、三期がたかさんおるといふことなんです。これに対する対策というものがどうとられているか。蓄積されてもう余力というものがほんのわずかしかな人間が大いにおるわけなんです。そのことを私はすでに言つた通り、そのことを記録に書かれた経過で申し上げると一番びんとくると思つておられます。時間関係上これは省きまして、いずれ別なものに発表したいと思つておられますが、こういう問題について一体どうなさるか。これを一つ労働省に

○大島政府委員 このニトログリコールの薬害によりまして、異常所見が出て参ります点につきまして、御指摘のように医学的になかなかむずかしいのでありまして、単に目まい、頭痛、はき気といった症状だけではなしに、私どももいたしましてはやはり健康診断につきまして、血液検査でありますとか、血圧の測定でありますとか、そういった医学的な健康診断を常時いたしまして、この異常所見の発見に努めなくてはいかぬと思つておられます。従つて緊急措置においても、そういった意味の詳細な健康診断の実施について指示をいたしておりますし、また今後引き続き恒久対策において健康診断の重視、これによる異常所見の早期発見ということに努めて参りたいと思つておられます。

○加藤(清)委員 大臣に最後にお願ひしたいと思つておられます。今後ますます工業技術は発展することとございませう。またそうしなければならぬことだと思つておられます。さればこそこの工場立地の調査に関する法律等々が今審議されているわけとございませう。ところが工業の技術が進歩するに従つて、化学が進歩するに従つて、それに伴つて公害なり薬害なりが次々と現われて参ります。そのことは全く過去に例を見なかつた病害であり、薬害であり、それがやがてそこに働く人を死に至らしめると同時に、その工場の周辺に住まう方々に危険をもたらす、こういう問題については、とくに御考慮をいたさうと思つておられます。その原因が除去されるよう、基本的にこの際はつきりとしておいていただきたいと思つておられます。その一例がニトログリコールの使用の増量であると同時に、オートメ化に伴うところのニープン包装機の使用からくるところの危険でございます。すでにさきの委員会におきまして、本件につきましましては大臣の御所見を承つたわけとございませうけれども、その後遅々として対策が進んでいないようでございます。もちろん軽工業局におきましても、労働省におきましても、本日御答弁の努力はなされていらつしやいませう。その点につきましましては私は感謝いたしておりますと同時に、私よりももっと感謝しているのは現場に働く方々でございます。その現場に働く人を夫に持ち、父に持ち、兄弟に持つ方々でございます。喜んではおられます

が、残念なことに現場の人が期待するほど進歩していないことを恨みに思つておられます。なおかつその進歩にあつて工場側が改善を拒否するかのとき態度に出られたり、調査を拒否するかのとき態度に出られることは、主客転倒といわざるを得ないわけとございませう。それが今日の実態でございます。この際本件に関する大臣の御所見を承りたいと思つておられます。

○椎名國務大臣 だんだん公害、薬害の問題について掘り下げた御質問がございました。御指摘の通り将来ますます工業技術の進歩発展に伴ひまして、かようなケースが多くなるのでございませう。これらの問題につきましては十分に関係各省とも連絡をとり、またその工業の経営に当たる企業に対して十分の指導をいたしまして、万全を期するよう心がけて参りたい、かように考えます。

○田中(武)委員 この際議事進行として一言、委員長に御提案いたしておきたいと思つておられます。先ほど来の加藤委員の質問は重要であらうと思つておられます。そこで加藤委員は機会を見て当委員会から当該工場を視察する、調査する、こういう提案をなされまして、これもけっこうであらうと思つておられます。先ほど来の話を聞いておると、一筋縄でいかぬようにも考へます。そうであるとするならば、われわれの行政視察を好意的に受けるならばいいけれども、拒否せられた場合には立ち入り検査はできません。そこで参考人と呼ぶとしても、これは向うが拒否したときには強制力を持ちません。従つて当該工場の経営者に対して、議院における証人の宣誓及び

証言等に関する法律による証人として当委員会に召喚せられるよう望みます。○中川委員長 善処いたします。他に御質疑はございませう。○田中(武)委員 工場立地、まだあります。○中川委員長 田中武夫君。○田中(武)委員 それでは工場立地の調査法案につきまして質問を続けたいと思つておられます。まず最初にお伺ひいたしますが、本法は三十四年四月に成立いたしました。その後百六十六カ所の調査がございましたが、本法施行の効果調査の結果を簡単に申していただきたいと思います。どれほど工場立地に役立ったか。

○松尾政府委員 前に配付資料として提出いたしましたと思つておられますが、この調査の結果は御承知のようにファイルされて公開提供されておるわけとございませう。その資料を利用された件数が一つの目安になると思つておられます。これは三十五年度におきまして、年間千九百七件の調査が行なわれております。これは本省の調査室での案件であります。さらに各地方通産局にも同じように資料室が設けられております。これは三十五年の一月から八月までの間に千六百二十件の利用状況であります。そのような利用状況の結果、どの程度企業がそれらの調査の結果に基づいて立地をしたかという点は必ずしもつまびらかではございませんが、それを、かりにいわれる調査地域に企業が工場建設をしたというところについて、現在、昭和三十一年に立地した主要企業のうち百二

十五企業がいわゆる調査地域に工場立地をいたしております。これが一つの目安であろうかと思ひます。

○田中(武)委員 この種のものに、これが効果だと思ひますが、二年の施行の経過を見て、どれほど工場立地に対して貢献したか、こういうことが具体的にわかれば知りたいたと思つたわけなんです。そこで、この法案の実施、すなわち調査のための予算は一体幾らあるのですか。現在百六十六カ所指定しております、本年度さらに五十カ六十カを指定しようとしておるのですが、予算と、一カ所の指定地域に対する調査費は、一体どの程度になりますか。

○松尾政府委員 本年度約千四百百万円の予算がついております。調査は御承知のように委託調査でございますが、一カ地点について十八万を補助いたしまして従来やつて参つております。

○田中(武)委員 それで、その十八万円程度でどうなんでしょうか、所期の目的とする調査ができますか。委託をしてやるにしても、その程度でできるんですか。ということは、予算の割にあまり指定地域が多過ぎるんじゃないですか。現在百六十六でしよう。本年度は五十ですか六十ですか追加するのでしよう。そうすると二百何百ということになるのですか。なるほど全国で工場立地に適するところはたくさんあると思ひますが、あまりたくさんやると、その指定地の効果というか、それが薄れると思ひます。やはり予算とにらみ合わせて指定をすべきじゃないか。今のお話ですと、十八万円程度ながら、調査といつてもどの程度の調査ができるのか、こういうことに疑問を持

つのですがね。予算と指定区域の数の関係はどうですか。

○松尾政府委員 調査の内容等は、かなり詳細な調査につきましてあるひな形を示してやつておりますが、これは実際でき上がった資料についてごらんになっていただくほかはないと思ひます。確かに、予算は一カ所十八万円というのには十分ではないかという点は、私もそう思ひます。ただ、実際問題といたしましては、各府県におきましては、従来、工場誘致等の関係から、自分自身で相当程度の資料はすでに持っております。しかし、それには、よくいいますように、企業誘致に熱心な余り、やや客観性に欠けたところが往々ございまして、そういうものを十分補正をして、そういうものもあわせてやつて参りますと、十分ではありませんけれども、この程度の予算で現在一応十分なものが出ておるといふふうに考へております。

○田中(武)委員 ほんとうをいへば、これは工場立地調査法ではなくて、工場立地調査補助法ですね。これに基づいて、十八万円でするのではなしに、それぞれ地の元の県なり市なりがやつておる、そこを指定してある程度調査費として金を分けてやる、格好は委託という格好になる、今の答弁を聞いて、私はそういうふうな思ひ方です。

そこで予算が少な過ぎるのか、あるいは指定区域が多過ぎるのか、これはどちらともわかりませんが、私は、予算に見合うような指定、指定個所に見合うような予算、これが必要だと思ひます。今日ではあまりにも指定区域が多過ぎて、予算が少な過ぎる、こ

う感じを持っておられます。大臣、政府的に、自後の予算折衝に対して、この立地法についてはどう考えられますか。私は、予算の割に指定地域が多過ぎると考へるのですが、どっちが正しいのですか。指定地域の多いのが正しいのか、予算が少な過ぎるのが正しいのか、どっちなんですか。

○推名國務大臣 私も実はこの問題を開いて、予算があまり少な過ぎるの、ちよつと意外に思つておつたが、よく聞いてみると、各府県とも大体下地はあるのです。それをこつちの方の詳細な指導要綱に基づいてまたやり直すという事でございまして、これが一応その地方の水の状況であるとか、あるいはその他交通等いろいろな基本条件が、ははあこういうところかというふうな大体整理されておるようございまして、まずこの程度でも十分に業界の工場立地の指針になっておるのではないかと、かように考へておりますが、これは多いけどつこうではございまして、しかしながら、所得倍増計画に関連して、今度は地方的に工場をいかに分散配置すべきかという、客観的な調査ではなしに、一つの意欲を持った行政が今後行なわれなければならぬ。その際のわれわれの心得るべき一つの指針として、この程度で一応は満足できるのではないかと、考へておる地方工場の開発と申しますか配置と申しますか、そういう行政の意欲的な方面に予算の問題等について重点を置いて考へたらどうか、こ

○田中(武)委員 大臣の今の答弁を聞きまして、先ほど言つたように、工場立地法なんという名前はおかし

て、地方自治体の工場立地の調査に関する補助法ですか、事務補助法、こういう法律の名前がほんとうです。予算の割に指定個所が多過ぎる。だから総花的になり、重点的なこの法律のねらいを生かすことができないと思ひます。そこでこれは大臣なり担当局長の方において方針を立てるべきだと思ひます。これが、これだけはぜひ必要だといふ地域が百六十六、プラス本年度のアルファがあるとするならば、それに見合うだけの予算を要求する。もし予算がその通り手に入らないとするならば、予算の範囲内において、十分有効に調査ができるようにその指定場所を整理する、このどちらが必要だと思ひます。その点いかがですか。今大臣が言われたようなことなら、先ほど言つたように、地方自治体の工場立地の調査に関する補助法ということになります。いかがですか。

○松尾政府委員 今後このような指定の地域を、どのようにどの範囲まで広げていくかという点は、確かに御指摘のように問題であります。従来もただ新しい地点に次々に広げていくというだけではなくして、隔年、つまり、前々年度の調査地点について再調査いたしております。本年度におきましても新規五十カ地点のほかは一昨昭和三十四年に調査した地点について再調査をして、資料の完璧を期したいと思つておりますが、今後におきまして、本年度五十カ地点をやり、さらに無制限にただ広げていくことだけが必要だといふふうには考へません。やはり従来資料をさらに完璧なものにして、むしろそれを十分に活用してもらつた方が、今後の重点を考へなければならぬと思ひ

ますが、これも予算要求のときにも十分そういう点は考へて運営して参りたいと思ひます。

○田中(武)委員 局長の答弁は了承いたしました。私が申し上げているように、必要な重点地区を設けてそこに集中的にやる。総花的な行き方については、本法運用についてはどうかと思ひます。そういう御検討をさせていただくよう要望しておきます。

時間の関係もあるし、むやみに委員会を引っぱるのが能くない、こう私も思ひますので、あとは一べんに片づけます。従つて答弁も大臣あるいは局長から一べんにしてもらつてよろしいです。

まず第一点、今度の改正でございまして、これは単なる調査から一歩前進した、こういう改正だと思ひます。すなわち勧告等々が、なされるということになるわけですが、この前参考人に来ていただいたいて、私質問したときに申し上げておいたのですが、中途半端じゃなからうか、なお勧告程度でうまくいかない面も起ころのじやないか、こ

うことは、一体的にどのようになことを考えられておるか。そうしてそういうことを公表するといふことは、今までよりか歩進んだと思いますが、そのことよって今日までの本法の実施の経過から見て、どれほど進歩といふか、効果が期待されるか。

それから第二の点は、届出にかかる工場がくることよって、従来の事業場、その辺一帯の工場または事業場に著しく悪化するような状態を与える場合、あるいはまた国民経済上きわめて適切なものであると思ふ場合、ともに勧告ができる。すなわち勧告の内容は積極的勧告と消極的勧告、すなわちこれこれの工場は、おたくの工場はこういう方面へ、ここに行ったのがよくなる、国民経済上その方がいいのではかならうかという上立つ積極的勧告、及びおたくの工場はこの地区へくると既存の事業場、工場の立地条件に大きな悪影響があるからおやめなさい、こういう消極的勧告と両方あると思ひますが、その通りであるのか。先日堀委員の質問に対して、勧告を聞かなかった場合はどうかというので答弁がありました。私は、そういう経済的な秩序からくる心理的な影響だけでなく、その勧告自体が生かされるような方法を、積極的行政措置でとるべきではなからうか、こういうふうに考へますが、それに対する措置、あるいはこれが立法でなければできないか、政令でできるのか知りませんが、権利を多く侵害することは、憲法の関係で法律でなければできない、行政指導ないし政令ではできないと思ひますが、そういう指導理念についてのお考え、これだけをお伺ひいたします。

まず大臣から政治的な面を、それから具体的などころを局長からお答えいだきたいと思ひます。

○権名國務大臣 今回の改正は一步前進ではないか、確かに勧告をするという点は前進といへば前進であります。その勧告の根拠となることは、やはり調査表から出てくる勧告であり、調査表以外の行政指導からいけるような勧告をするといふことは考えておられないのであります。全国の調査表から見て、どうもこういうふうになると、この点は適當ではないように思われ、まだまだ工場立地の立場からいこう、こういうところもあるぞ、こういうふうに調査表を根拠とする勧告、こういうふうに行うのであります。

それ以上配置等について強い指導力を作り上げてはどうか、こういうお話でございます。別に関係問題につきましては、別に工場地帯開発促進法というふうな、これは仮称でございますが、通産省としては案を持っておりまして、この調査表に基づいて、そしてまた他のいろいろな観点から大きく結論を出して、工場地帯の開発促進というものを、別にやってみようという考へを持っておりまして、しかし建設省では広域都市建設促進法、自治省では地方基幹都市建設促進法、こういうふうなことをそれぞれ考へておられますので、これらの関係省と十分連絡をとって、そしてその間重複のないようになしければならぬ、また経済企画庁におきましても、非常におくれた地帯の開発というところで、低開発地域工業開発促進法、こういうふうなものを提案しておるような状況でございますので、これらとの調整を考へて、調査

表の問題についてはこの程度にとどめておくのが適當ではないか、かように考へておるわけでありませぬ。

それから工場に進出に対する勧告は、従つてきわめて客観的な判断から勧告を与える、それ以上の指導力を、この調査表に基づいて強化するといふことは、今のところは適當でない、こう考へておられます。

○松尾政府委員 たいだい大臣から申し上げましたように、今回の改正は一步前進ではありますけれども、これで完璧なものであるというわけではもちろんございません。もっと積極的に工場地帯の建設をやり、地方開発をやるということになりますれば、もっと積極的な規制策が必要であると思ひます。ただ、こういう問題について比較的進んでおられます英国におきましても、御承知のようにやはり調査をして資料を公開して、企業がそれを判断して工場立地をやるということからスタートいたしております。そういう段階から、次に届出をしてもらうて勧告をする、その段階を経てその次の段階になって初めて、許可ではありませぬけれども、ある工場配置の見取図を想定して、それに合うような形に行政指導をやり認証するといふような段階的なやり方をやってみようと思ひます。私どもの考へ方の基本も、やはりこういうところから漸進的にやってみようといふのが、私どもの考へ方の基本であります。

それから第二の点の、判断の基準となるべき事項を公表して云々という点でございますが、これは理想的に申し上げますれば、全国の工場適正配置計画というふうな確かなものが完成をして、それが公表されてそれによれというものが、最も徹底した方法であると思ひますけれども、現状におきましては、これは私どもの勉強がまだ足りない点もあると思ひますが、そこまでのところは当面の問題としてはわれわれも不可能であると思ひます。もっと調査をやり、もっと検討をする必要があると思ひますので、ここでいっておられます判断の基準となるべき云々は、何といひますか、もっと目の荒い、たとえば全国につきまして、かなり広い地区について工場立地の大きな判断基準を作つて、その公表というところにこの際は踏みとどまらなければならぬと思ひます。その程度のものであつても、企業が大局の判断をするのには十分寄るべきものがあると思ひます。

それから第三の勧告につきまして、積極的な勧告と申しますか、どこどこに行けという勧告をするのかという質問が中心であつたと思ひますが、この点は、今回の改正案によりまして勧告は、そこまでは及び得ないと思ひます。やはりこの勧告の条項に書いておられますような条件が現れました場合に、そういうところに行つてもよろしいかと困るといふ意味の、いわばチェックの勧告にとどまりました。それ以上、それではどこに行つたらいいのかわかるといふことを企業の側でいわれませぬ。これは現行法にいわゆる助言の規定があります。企業の方から求められた場合にいたしまする助言は、積極的な助言であります。勧告の方は、今回の改正では消極的な勧告にとどまざるを得ない、こういうわけでありませぬ。

○田中(武)委員 最後によ望を申し上げますが、私の申し上げているのは、工場立地調査法の中で、私の言つていふような積極的勧告あるいはまた工場適正配置といふところまでは無理だろ、従つて工場立地の調査法を強化して、工場配置法といふものにするか、あるいはまた別に考へるかは別といたしまして、もうすでにそういう積極的政策に乗り出す時期ではなからうか、こう考へるわけなんです。何となれば、政府のいつている所得倍増計画から見ても、一つの大きな問題は地域格差でございます。あるところへ集中するために地盤沈下を起すという状態が起きている。国民経済の平等な発展という点から見ても、ある程度積極的指導に基づく工場配置を考へねばならない。現に大臣も言われたように、経済企画庁からは低開発地域工業開発促進法というのが出てきておる。これとて、税法上の若干の優遇を与えるといふことによる心理的誘致にすぎない。私は一步を進める時期ではなからうか、こう言つておるのであります。しかし現内閣でそこまでいくということとは、われわれと若干考へが違ふから、無理かもしれませぬが、そういう積極的な工場配置の検討を進める時期であるといふことを、私申し上げておるので、そういう点についても検討していただきたい。それは立法法でもいふ、あるいはまたこの法律の強化という方向でもいい、そういうふうに考へるわけなんです。

○中川委員長 他に御質疑はございませんか。――別にならぬようにありますので、本案に対する質疑は結局するに御異議ありませんか。

○異議なしと呼ぶ者あり

○中川委員長 御異議なしと認め、本案に対する質疑は終局いたしました。

○中川委員長 連合審査会開会申し入れに関する件についてお諮りいたします。農林水産委員会で審査いたしております愛知用水公団法の一部を改正する法律案につきまして、農林水産委員会に連合審査会の開会を申し入れることにいたしました旨存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中川委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

なお開会の日時等につきましては、農林水産委員長と協議の上決定いたしたいと存じますので、さよう御了承願います。

本日はこの程度にとどめ、次会は来たる二十五日火曜日午前十時より理事会、同十五分より委員会を開会することといたします。

これにて散会いたします。

午後一時四分散会